

ガバナンス研究部会（第271回）議事録

日時：2020年12月18日（金）午後3時～5時

場所：WEB会議

出席者：板垣、井上、今井、勝田、河口、小林、嶋多、中嶋、永井（郁）、浜辺、古谷、林、水尾、山本、山脇及びPCでの質問票による参加者（遠藤（元））合計16名

【報告事項】

今井部会長より、今般新設された学会誌「サステナビリティ経営研究」に奮って投稿されたいと要請があった。

【定例研究発表】

1. 日産ゴーン事件の再検討～民事訴訟に関する解説を中心に～（浜辺陽一郎特別部会員）

<概要説明>

- 日産ゴーン事件の再検討として、民事訴訟に関する問題点を解説したい。海外のメディアでは一部の陰謀論を誤信した結果、ゴーン氏は、容疑者を長期間拘留し、保釈しないという慣行に国際的な注目を集めることに成功した。しかし、その基本的な認識には大きな誤解が広まっている。米国のSECは、日産、ゴーン、ケリーに対する民事訴訟を提起し、ゴーンは、不正行為を認めることなく、100万ドルで和解して終わったが、日産がSECに支払った約16億円の内、一定割合は会社の損害としてゴーン氏に対して賠償請求できる可能性がある。
- ゴーン氏の代理人弁護士となった郷原氏の発信する宣伝活動には誤導的な内容が多い。ゴーン氏に資力があり、回収可能性がある限り、民事訴訟で損害の回復を図るべきは当然。この責任追及をしなければ、日産役員には任務懈怠責任さえ生じる恐れがあり、刑事裁判は、無罪推定の下で、検察側が厳格な立証を求められるのに対して、民事訴訟は証拠の優越による自由心証主義による事実認定の下に被害の救済を図るための解決を目的とするもので、趣旨が異なる。
- 利益相反取引には「任務懈怠の推定」が働き、被告が反証する必要あり。刑事事件の訴訟記録が民事事件の証拠資料として提出されることは、この手の企業犯罪の事件では通常のこと。ガバナンスが機能不全に陥っている状況で、「検察への告発」は、証拠隠滅等のリスクのある犯罪者に対抗するためには、合理的な選択肢である。企業側には、強制捜査権限がないからである。相当因果関係の範囲内である限り、社内調査等に要した費用、信用損害なども賠償の対象となる。
- 民事訴訟で違法収集証拠が排除されることは極めて稀であり、社内の情報収集は、端末のモニタリングとして違法となりうるが、そこで得られた情報が虚偽とか、証拠価値なしとはならない。むしろ、内部告発に関する「いずみ生協事件」を想起すべきである。内部通報や社内調査は、その対象事実の有無が重要であり、誰が通報者か、通報の動機・目的等を詮索、過大視するのは不適切。ナダ氏らの利益相反の疑念も重大視すべき事項ではなく、客観的な事実関係の有無が重要である。

- 今後の課題として、ゴーン氏は陳述書を出すだろうが、ゴーン氏の尋問ができるかは不透明。保全処分はどこまで進んでいるのかが気にかかる。他の役員の責任を棚に上げて、ゴーン氏だけの民事責任の追及は困難で、株主代表訴訟が期待され、日産だけに損害賠償訴訟を任せることには限界がある。

<討議・意見>

- ゴーン氏だけに責任を負わせられないということは同感だ。関係者はゴーン氏を追及している他の日産の役員も“同じ穴のムジナ”と見ている。特に代表取締役だった西川氏は、ゴーン氏、ケリー氏とともに役員報酬の決定に参画している。他の役職員もゴーン氏の様々な決定について稟議等で承認しており、何らかの形で関与している。ゴーン氏がまともに反撃を開始したら、困る人たちが沢山いるはずだ。そういう意味でゴーン氏が海外逃亡したことは褒められたことではないが、彼らにとって救いだっただかもしれない。
- ゴーン氏の特別背任も、本当に会社の財産を個人的にポケットに入れたのか詳細がまだ分かっていない。ゴーン氏のような外国籍の CEO には日本人経営者とは次元の異なった交際費や工作費の使い方をする人がいるであろう。日本人には違和感があっても、ゴーン氏が会社業績の向上やマーケット開拓に必要なだったと反論すると、特別背任も成立が難しくなるのではないか。
- ゴーン氏の責任追及は、日産と一緒に仕事をしてきた役員等では利益相反の問題があり無理だ。株主が代表訴訟等でやるしかないだろう。

2. 「組織の私物化にどう対応するか」(板垣隆夫部会員)

<概要説明>

- 私物化とは、公や共同体に帰属するものや本来私物化してはいけないものを個人の所有物であるかのように扱うことである。会社機関としての経営者が長期的企業利益を忘れ、会社を自分達で自由にできる私有物の如く振る舞い、本人や取巻きグループの利益を追求することである。明白な法違反事件とならない限り、私物化の問題性は見過ごされがちであった。
- 近年、私物化に関する記事が増えているが、その多くは日産のゴーン氏に代表される「会社の私物化」と安倍長期政権による「政治の私物化」であった。共通の特徴は、権力作用として行使されるために、誰もが不適切と思う行動であるにも拘らず、是正されない「顕在化されない権力犯罪」である点である。本稿は、日産ゴーン氏事件を主な題材として、会社の私物化の特徴と類型を分析した上で、監査役としてどう対応すべきかを検討する。
- ゴーン氏事件は、会社の資金・経費を私的に流用した特別背任事件であるが、その背景にはゴーン氏への権力集中、神格化、モノが言えないという組織風土の問題がある。短期の成果主義・効率主義への偏重の結果、安全衛生や品質管理でのコンプライアンス意識の希薄化という問題が起きた。権力集中の要となったのが、反対意見をいう人間を排除する人事の私物化であった。
- 会社の私物化には、① 会社財産の私物化、② 経営目的の私物化、③ 人事の私物化、④ 公共物の私物化などの類型がある。特に問題なのは、経営トップがオール

マイティ化する人事の私物化や会社の公共性や個人の尊厳が無視される公共物の私物化であり、その究極が良心の私物化である。その帰結は会社の業績悪化であり、コンプライアンス意識の摩耗による重大不祥事の温床化リスクである。

- 会社の私物化問題は、特別背任罪などの違法性の側面だけではなく、ガバナンス・内部統制不全の問題、社会規範に基づく経営者倫理の問題として把握する必要がある。最近話題の「不適切ではあるが違法ではない」問題やコンダクトリスク論とも強い繋がりがあり、広い視野からの分析が必要だ。
- 監査役は、ゴーン氏事件の教訓を生かし①会計監査人、内部監査部門、社外取締役を巻き込んだ情報収集、②納得できるまで徹底した質問、③監査役選任における独立性確保、④内部統制報告制度における統制環境評価への関与、⑤違法性の畏に嵌まり込まないこと、そして監査役自身の同調圧力に屈しない毅然とした姿勢が必要である。

<討議・意見>

- 「不適切ではあるが違法ではない」問題に対して監査役としてどのように対応するかが課題。これには納得できるまで徹底した質問をしていく、すなわち質問による注意喚起が重要である。
- 「私物化」の問題に対しては、監査役として、その独任制や任期 4 年の立場を活用しつつ、最後は「経営者と刺し違える」覚悟で対処することが必要ではないか。
- 「私物化」防止のため、社外取締役と情報共有したうえで、共同で経営者にモノを言っていく仕組みづくりが必要であろう。
- 「私物化」防止のため、監査役と規制当局との情報共有や連携も有益ではないか。
- 「人事の私物化」に関しては、程度問題のところがある。モノをいう人物が排除されないような組織風土、人事制度への組み込みが必要である。
- 会社の理念、行動基準にきちんと明記したうえで、問題があればそれを芽のうちから切り取っていくことが必要である。
- 日産の事例の場合、社外取締役を含む取締役の監査及び監査役の監査・調査責任に対する任務懈怠はなかったのであろうか。さらに 43.4%の株式を保有していたルノーの責任も重いと考えられる。

【次回開催日】 1 月 15 日（金）午後 3 時 開催方法、場所未定